

河川美化愛護団体支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、奈良県が管理する河川の一定区間において、地元自治会等が自主的に実施する清掃、草刈り等のボランティア活動（以下「美化活動」という。）を支援することにより、河川愛護思想の普及及び河川愛護活動の助長を図ることを目的とする。

(参加資格)

第2条 この事業に参加する団体（以下「参加団体」という。）は、奈良県内に所在地を有し、奈良県が管理する河川の一定区間において美化活動を行う地元自治会等とする。

(美化活動の要件)

第3条 参加団体は、当該年度に1回以上の美化活動を行うこととし、活動1回あたりの参加者数は5名以上、活動範囲は50m以上とする。

(参加手続)

第4条 参加を希望する団体は、活動実施計画書（様式－1）を、活動を実施する前に活動区域を管轄する土木事務所長（以下「河川管理者」という。）に提出するものとし、変更があった場合も同様とする。

(参加団体の活動)

第5条 参加団体は、活動実施計画書に基づき、美化活動を実施するものとする。
2 参加団体の美化活動により回収したゴミは、それぞれの市町村の指示に従って処理するものとする。

(活動状況の報告)

第6条 参加団体は、当該年度の美化活動状況を別に定める活動報告書（様式－2）により、毎年3月末日までに河川管理者に報告するものとする。

(県の支援内容)

第7条 県は、参加団体の希望により、次の各号に掲げるいずれかの支援を予算の範囲内で行う。
一 美化活動に対する報償金の支給（金額は下記の算定基準に基づく。）
二 傷害保険・賠償責任保険への加入及びその費用負担（ただし、他のボランティア保険等に団体が加入する場合を除く。）

※報償金の金額算定基準

①～③の項目別にポイントを足し上げ、合計ポイントに3,000円を乗じて得た額を当団体に対する報償金支給額とする。

	年回数(回)	ポイント		人数(人)	ポイント		範囲(m)	ポイント
①活動回数	1～2	1	②活動人数	5～499	1	③活動範囲	50～999	1
	3～4	2		500～999	2		1000～2999	2
	5～6	3		1000～1499	3		3000～4999	3
	7～8	4		1500～1999	4		5000～6999	4
	9以上	5		2000以上	5		7000以上	5

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。